

## 会議の開催結果

1 会議の名称	さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会 第1回推進委員会
2 会議の開催日時	令和2年12月25日(金) 午後3時00分～午後4時30分
3 会議の開催場所	さいたま市立教育研究所 研修ホール
4 出席者名	相馬委員長、藤平副委員長、鮎田委員、布施委員、湯谷委員、伊橋委員、橋本委員、小林委員、北田委員、稲田委員、田邊委員、石橋委員、管理部長、学校教育部長、学校教育部次長、学校教育部参事、教職員人事課副参事、指導1課長、特別支援教育室長、総合教育相談室長、高校教育課長、教育研究所長、指導2課長、事務局職員(指導2課生徒指導支援係長、指導2課主任指導主事)
5 欠席者名	関山委員、東海林委員、朽原委員
6 議題及び公開又は非公開の別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告(公開)</li> <li>(1)本市のいじめの現状について</li> <li>(2)本市のいじめの防止等に向けた取組について</li> <li>・協議(公開)</li> <li>(1)いじめに対する積極的な取組について</li> <li>・事務連絡(非公開)</li> </ul>
7 非公開の理由	さいたま市情報公開条例第7条第4号に該当する内容であるため。
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	本市のいじめの現状といじめの防止等に向けた取組、いじめの積極的な取組について、委員から意見を伺った。
10 問合せ先	教育委員会事務局学校教育部指導2課 電話番号 048(829)1669
11 その他	

# さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会 第1回推進委員会

## 議事録

令和2年12月25日（金）

15時00分～16時30分

さいたま市立教育研究所研修ホール

### ○出席者

相馬誠一委員長、藤平敦副委員長、鮎田健一委員、布施俊輔委員、湯谷優委員、伊橋勲委員、橋本正晴委員、小林昌彦委員、北田崇雄委員、稲田正平委員、田邊泰委員、石橋慎一郎委員、長畑哲也管理部長、平沼智学校教育部長、千葉裕学校教育部次長、澤田純一学校教育部参事、田中一秀教職員人事課副参事、山浦麻紀指導1課長、内河水穂子特別支援教育室長、内野多美子参事兼総合教育相談室長、山本康義高校教育課長、玉川徹教育研究所長、浅見正史参事兼指導2課長、事務局職員（指導2課生徒指導支援係長、指導2課主任指導主事）

### ○欠席者

関山尚美委員、東海林寛子委員、朽原正浩委員

#### 1 開会（公開）

#### 2 報告（公開）

##### （1）本市のいじめの現状について

- ・事務局より、本市のいじめの現状について説明した。

##### （2）本市のいじめ防止等に向けた取組について

- ・事務局より、本市のいじめ防止等に向けた取組について説明した。

#### 3 協議（公開）

##### （1）いじめに対する積極的な取組について

- ・いじめに対する積極的な取組について、委員それぞれの専門的な立場から、御意見や御助言をいただいた。

#### 4 事務連絡（非公開）

#### 5 閉会（非公開）

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会  
第1回推進委員会

日時 令和2年12月25日（金）  
15時00分～16時30分  
会場 さいたま市立教育研究所  
5階 研修ホール

【 次 第 】

I 委嘱状等交付式

II さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会

1 開 会

2 報 告

(1) 本市のいじめの現状について

(2) 本市のいじめの防止等に向けた取組について

3 協 議

(1) いじめに対する積極的な取組について

4 事務連絡

5 閉 会

## ○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## ○さいたま市いじめ防止対策推進条例（抜粋）

平成 26 年 7 月 9 日

条例第 47 号

（さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会）

第 10 条 市教育委員会は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第 7 項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

## さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第47号。以下「条例」という。）第10条第8項の規定に基づき、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

### (会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場入室するものとする。

- 2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。
- 3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
  - (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
  - (4) 会場において、委員長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
  - (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(調査)

第6条 市教育委員会は、条例第10条第2項第3号及び第4号の調査を行う必要があると認めるときは、委員会に調査を行わせ、その結果を市教育委員会に報告させることができる。

- 2 委員は、前項の調査の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を損なうおそれがあると委員長が認めるときは、その調査及び審議に加わることができない。

(調査専門員)

第7条 条例第10条第7項の調査専門員（以下、「調査専門員」という。）は、当該重大事態等の調査に必要な学識経験を有する者その他市教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもののうちから市教育委員会が委嘱する。

- 2 調査専門員は、当該重大事態等の調査が終了した際、調査結果を市教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び調査専門員は、会議、調査等の活動によって知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市教育委員会学校教育部に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織や運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 2 報告

### (1) 本市のいじめの現状について



## (2) 本市のいじめの防止等に向けた取組について

### 1 いじめの未然防止に係る主な取組

#### (1) 児童生徒の主体的な活動

- ア さいたま市子ども会議
- イ いじめ防止シンポジウム

#### (2) 学校が実施する主な取組

- ア いじめ撲滅に向けた取組
  - (ア) 学級スローガンの作成
  - (イ) 児童会や生徒会の取組 等
- イ 「潤いの時間」人間関係プログラムの授業
- ウ 「いのちの支え合い」を学ぶ授業
- エ 道徳教育の充実

### 2 いじめの早期発見に係る主な取組

#### (1) アンケート調査

- ア 心と生活のアンケート（各学期1回、計3回）
- イ 長期休業前アンケート
- ウ 学校独自アンケート
  - ※アンケートから、いじめの実態を把握する

#### (2) いじめに係る状況報告

- ア 毎月各学校は市教育委員会に「いじめの状況」と「学校の指導状況」について報告する。
- イ 指導主事が報告内容を確認し、学校へ指導助言を行う。

#### (3) 相談体制の充実（アセスメント）

- ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等による校内教育相談体制の充実
- イ 市立6教育相談室の周知、電話相談
- ウ さいたま市24時間子どもSOS窓口の周知及びLINE相談
- エ PTA協議会、市民会議との連携

#### (4) インターネット環境の把握

- ア 情報モラル教育（携帯・インターネット安全教室 等）

### 3 いじめの早期対応に係る取組

#### (1) 「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づく対応

- (2) 学校生活指導員
- (3) 児童生徒の緊急対応チームの設置
- (4) スクールロイヤー等専門家チーム
- (5) スクールアシスタント（SA）の配置

#### 4 いじめの防止等に係る教職員研修

- (1) いじめに係る生徒指導研修会
- (2) 生徒指導主任研修会
- (3) 生徒指導・教育相談体制研究発表会
- (4) 年次研修（初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修）
- (5) 希望研修（いじめ問題とその対応研修、臨時的任用教員対象の生徒指導講座）
- (6) 校内研修

#### 5 関係団体との連携

##### (1) さいたま市PTA協議会

- ア「青少年健全育成地域の集い」に係る後援及び開催協力（令和2年度中止）
- イ「いじめ防止シンポジウム」に係る後援及び開催協力
- ウ「親子支援プログラム」への協力依頼
- エ「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員
- オ「いじめノックアウト・セミナー」への協力依頼 等

##### (2) 青少年育成さいたま市民会議

（地域住民による青少年の心身の健やかな成長を図るための組織）

- ア「青少年健全育成地域の集い」に係る後援及び開催協力（令和2年度中止）
- イ「いじめ防止シンポジウム」に係る後援及び開催協力
- ウ「さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会」委員 等

# 令和2年度さいたま市子ども会議について

## 1 開催の趣旨・ねらい

中学校・中等教育学校区の小・中学校及び中等教育学校を代表する中学生が、いじめのないよりよい学校づくりのために、リモート会議で意見交換し、市立全小・中学校及び中等教育学校が一致団結して、「いじめをしない、許さない」という機運を醸成する。

## 2 開催日時

令和2年9月25日（金） 15時45分～16時25分

## 3 開催方法

テレビ会議システムを使用した、リモート会議

## 4 内 容

討議 「あれ？これって、いじめ？」～その時、自分たちに何ができる～

## 5 参 加 者

各中学校・中等教育学校の代表中学生 44校参加

### ※過去の内容 参考

平成26年度 「いじめ撲滅！さいたま宣言」の採択

平成27年度 (1) 中学校区ブロック会議の報告

(2) 討議「本音で話し合おう！本気で考えよう！いじめ撲滅」

ア いじめはなぜ起きるか

イ いじめを受けたり見たりしたときに、わたしたちはどう行動すべきか

ウ いじめをなくすために、私たちにできること

平成28年度 (1) 講話「いじめの傍観者の心理を考える」

講師：埼玉県臨床心理士会 湯谷 優 先生

(2) 中学校区ブロック会議の報告

(3) 討議「本音で話し合おう！本気で考えよう！いじめ撲滅」

ア いじめを減らすための効果的な取組について

イ いじめの傍観者をなくすために、わたしたちはどうすればよいか

ウ SNSによるいじめの現状と対策について

平成29年度 (1) 講話「いじめ撲滅に向けて ～今、自分にできること～」

講師：埼玉大学教授 河野 秀樹 先生

(2) 中学校区ブロック会議の報告

(3) 討議「本音で話し合おう！本気で考えよう！いじめ撲滅」

ア いじめをさせないために「個々でできること」「みんなでできること」

イ いじめが起きたときに「個々でできること」「みんなでできること」

平成30年度 (1) 講話「SNSによるいじめの現状」

講師 アディッシュ株式会社 鈴木慎也 様

(2) 中学校区ブロック会議の報告

(3) 討議「SNSによるいじめをなくそう!!」

ア SNSによるいじめは、なぜ起きる？

イ SNSによるいじめは、どうやって止める？

令和元年度 (1) 中学校区ブロック会議の報告

(2) 討議「SNSによるいじめをなくすための指針」の作成

# 令和2年度いじめ防止シンポジウムについて

## 1 開催の趣旨・ねらい

市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒、大学生、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関が一致団結し、市を挙げて、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考える。

## 2 開催日時

令和3年1月下旬（配信予定）

## 3 開催方法

さいたま市のYouTube公式チャンネルに限定配信

## 4 内 容

①いじめ撲滅に向けた教育長と代表生徒のディスカッション

～ いじめ撲滅！スクールミーティング！ ～

②いじめ撲滅に向けたメッセージをリレー

～ チームさいたま市！いじめ撲滅メッセージ駅伝！ ～

## 5 参 加 者

①教育長、16名の代表生徒（中学生10名：各区1名、高校生6名：各校2名）

②市長、教育長、市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒代表や教職員、大学生、地域団体、関係行政機関、さいたま市のクラブチーム、等

## ※過去の内容 参考

平成29年度 (1) はじめに「いじめ防止シンポジウムについて考える」司会による発表

(2) いじめ防止に向けた取組の発表 【西浦和小】【与野西中、常盤中】

(3) 「さいたま市子ども会議」話し合い内容の発表

(4) 講演「いじめ防止に向けて」 講師：東京聖栄大学 岡田 弘 教授

(5) 後援団体からのメッセージ

・青少年育成さいたま市民会議 ・さいたま市PTA協議会

(6) 「さいたま市子ども会議」議長団の決意表明

平成30年度 (1) 開会行事 ひまわり特別支援学校生徒会長による開会宣言講話

(2) アトラクション 大宮北高校ダンス部『「希望(ゆめ)のまち」ダンス』

(3) いじめの防止に向けた代表校による取組の報告・発表

全国サミット報告【泰平中】、取組発表【慈恩寺小】【春野小・中】

(4) 子ども会議議長団等によるフリーディスカッション

「いじめ撲滅！さいたま宣言」の行動力を高めるために

(5) 後援団体からのメッセージ

令和元年度 (1) いじめ防止シンポジウムについての説明【大宮北高】

(2) いじめの防止に向けた取組の報告・発表

全国サミット報告【第二東中・海老沼小】

子ども会議

「SNSによるいじめをなくすために大切にしたいこと（指針）」報告

(3) 中学生による演劇の発表【植竹中】

(4) 後援団体からのメッセージ

・青少年育成さいたま市民会議 ・さいたま市PTA協議会

### 3 協議

(1) いじめに対する積極的な取組について